

平成 28 年 8 月 1 日改正の経営事項審査に係る再審査を希望される方へ

平成 28 年 8 月 1 日より経営事項審査の審査基準が改正されました。改正前の基準に基づく審査の結果の通知を受けている方は、当該改正の日から 120 日以内（平成 28 年 8 月 1 日から平成 28 年 11 月 28 日まで）に限り、本改正に係る事項についての再審査を申し立てることができます。

1 再審査の受審方法

再審査を希望される方は、管轄の建設事務所、建設業不動産課へお越しください。建設業許可の窓口にて再審査の申し立てと審査日の予約を行います。

再審査における書類の審査は、予約日の翌月に通常の経営事項審査と同時に行います。

【再審査申し立て、審査日予約の際の持参書類】

1、経営規模等評価再審査申立書 正・副 2 部

（経営規模等評価再審査申立書は、制度の改正点以外は、従前の申請書と同じ内容にする必要があります。また、経営状況分析結果通知書は添付不要です。）

2、再審査を行う審査対象事業年度の、
経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本

3、2 の申請の結果通知書

※再審査に係る審査手数料は無料です。

※再審査の受付窓口では、経営規模等評価再審査申立書の添付書類が揃っていることを確認します。その場で正本を提出し、副本が返却されます。

2 審査日における持参書類等

再審査においては、平成 28 年 8 月 1 日の改正点についてのみ審査を行います。それ以外の項目について改めて審査は行いません。

持参書類は以下の通りです。

- 1、経営規模等評価再審査申立書 副本
- 2、再審査を行う審査対象事業年度の、
経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本
- 3、平成 28 年 8 月 1 日の改正によって、内容が変わった箇所に係る確認資料
ア、技術職員の資格を証する書面
 - ・基礎施工士検定試験（平成 27 年度に実施）
 - ・解体工事施工技士資格試験（平成 17 年度までに実施）
 - ・解体工事施工技士試験（平成 27 年度までに実施）これらの合格証等の写しのうち、該当するもの。（詳しくは「参考：平成 28 年 8 月 1 日からの改正点」をご覧ください。）
イ、技術職員の雇用期間を確認する書類
 - ・今回の申請で新たに追加した技術職員の方については、「平成 28 年 6 月版 経営事項審査申請等の手引」16 頁および 44 頁をご覧ください、必要なものをお持ちください。
 - ・前回申請時に既に掲載されている技術職員の方については、審査基準日 6 ヶ月超前からの雇用の確認書類や、審査基準日現在の常時雇用の確認書類を持参する必要はありません。
 - ・今回の変更に係る技術職員について、新規掲載者欄に○を記入して申請することとなった場合は、初めて経審を受ける場合と同様に、新規に技術職員になったことの確認資料（審査対象事業年度中に上記試験に合格した場合は、合格証等の写し。審査対象事業年度中に雇用された場合は、雇用契約や健康保険証などの写し）を必ず持参する必要があります。

担当 建設業不動産課 建設業第二グループ
電話 052-954-6503（直通）

参考：平成 28 年 8 月 1 日からの改正点

「とび・土工工事業」と「解体工事業」の技術職員として認められる資格について、新たに下記の 2 資格が追加されました。

資格コード	資格名	対象者	加点となる業種と点数	
			と	解
040	登録基礎ぐい工事試験	<ul style="list-style-type: none"> ・(一社) 日本基礎建設協会および (一社) コンクリートパイル建設技術協会が実施する登録基礎ぐい工事試験に合格した者。 ・<u>平成 27 年度に (一社) 日本基礎建設協会および (一社) コンクリートパイル建設技術協会が実施した基礎施工士検定試験に合格した者。</u> 	2	点
060	登録解体工事試験	<ul style="list-style-type: none"> ・(公社) 全国解体工事業団体連合会が実施する登録解体工事試験に合格した者。 ・<u>平成 17 年度までに (公社) 全国解体工事業団体連合会が実施した解体工事施工技士資格試験に合格した者。</u> ・<u>平成 27 年度までに (公社) 全国解体工事業団体連合会または (社) 全国解体工事業団体連合会が実施した解体工事施工技士試験に合格した者。</u> 	2	点

■ 今回の再審査では、審査基準日の時点において、表中下線部に該当する資格に合格している技術職員の方が在籍しており、かつ 6 ヶ月を超えて雇用されている場合に申し立てが可能です。技術職員名簿については、下記の範囲において変更することができます。

- ① 表中の有資格区分コードに該当する技術職員を新たに追加することができます。
- ② 前回申請時に既に「とび・土工工事業」または「解体工事業」について申請していた技術職員については、表中の有資格区分コードへと変更することができます。
- ③ 前回申請時に既に 1 業種申請していた技術職員については、「とび・土工工事業」または「解体工事業」についても追加で申請することができます。追加する業種の有資格区分コードは、表中のどちらかとなります。
- ④ 前回申請時に既に 2 業種申請していた技術職員については、既存の申請業種を削除

して「とび・土工工事業」または「解体工事業」の技術職員として申請し直すことができます。申請し直す業種の有資格区分コードは、表中のどちらかとなります。

⑤前記①～④の変更に係る技術職員が、今年度より新たに技術職員名簿に掲載されており、かつ審査対象事業年度内に表中の試験に合格しているか雇用された方である場合は、新規掲載者欄に○を記入して申請することができます。

■また、これによって、技術職員名簿だけではなく、「その他の審査項目（社会性等）」中、「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」についても変動を生じることがありますので、申請書を作成する際にはご注意ください。